

傍聴人の法廷内のメモの取扱いについて

日本弁護士連合会法廷委員会は、ローレンス・レペタ氏からの傍聴メモ不許可に関する人権救済申立事件につき、昭和六二年三月一〇日付の調査報告書をとりまとめ、右報告書は、当連合会理事会において承認された。

右報告書は、

- 一、傍聴人が法廷内においてメモをとることは憲法上保障された権利であり、原則的に自由と解すべきであるから、裁判所においては、傍聴人のメモを一般的に許さないという現在の取扱いを改め、合理的理由のない限りこれを規制しないという取扱いをすべきである
- 二、現在東京地方裁判所ほか多数の裁判所の法廷入口に掲示してある「許可を受けないでメモをとらないこと」との記載を含む注意書は、傍聴人のメモの自由を予め制限し、また、個々の裁判所のメモの許否についての権限を包括的に司法行政措置によって制限するものといわなければならないから、すみやかに撤去されるべきである

甲第

三七号訃



との意見を表明している。

裁判所においては、傍聴人の法廷内のメモの取扱いにつき、以上の点に留意し、傍聴人の自由を不当に制限することのないよう十分配慮されたい。

昭和六二年七月一九日

日本弁護士連合会

事務総長 橋 元 四郎平

最高裁判所

事務総長 草 場 良 八 殿